

東広島市バレーボール協会表彰規定

(目的)

ここに規定は、東広島市バレーボール協会において行う表彰の基準及び手続きについて定める。

(表彰の基準)

表彰は、次に掲げる事項の一に該当する個人又は団体について行う。

【団体の場合】

永年にわたり協会の運営に関して、特に顕著な功績があった者。

(25年間のチームとして協会に登録をしている者)

全国大会出場

中国大会出場

県大会優勝

その他理事会で推薦のあった者。

【個人の場合】

永年にわたり協会の運営に関して、特に顕著な功績があった者。

各種大会において優秀な成績を残した者

全国大会出場(監督・選手)

中国大会出場

県大会優勝

その他理事会で推薦のあった者。

(推薦)

協会理事は、前項の基準に該当し表彰することが適当と認められる者があるときは会長に推薦するものとする。

会長は、前項の推薦があったときは、理事会を開催しこれを審議させる。

(表彰の制限、例外)

同一人(同一団体)の表彰は一回限りとする。

理事会において不相当と議決された者の表彰は行わない。

大会出場での表彰は大会の規模等を十分加味し、審議するものとする。

(表彰)

表彰は、理事会の決定に基づき次のいずれかを授与する。

表彰状

感謝状

表彰は、賞状と副賞をあわせて贈呈することができる。

表彰は総会で行う。但し、理事会においてこの時期が適当でないとする場合は変更することができる。

(規定の変更)

本規定を変更する場合は理事会で決定する。

附則

この規定は、2005(平成17)年度から実施する。